



## < 企業再編 マイナス資本剰余金 >

税務上の会計処理と企業会計の会計処理が違う問題はなかなかやっかいです。もちろん、企業会計基準にそって会計処理をし、その後税務申告において申告調整をすれば問題はありませんが、税務上の処理を優先する会社もあります。

説例は親会社が100%子会社を吸収合併する場合で、法人税法上適格合併に該当します。

まず、企業会計上の会計処理は表の右上のようになります。(企業結合会計基準及び企業分離等会計基準に関する適用指針206) 子会社から受け入れる資産負債は適正な帳簿価額により計上し、資産と負債の差額から子会社株式(抱合せ株式)の適正な帳簿価額との差額を特別損益に計上します。この例では差益は0円となっています。

一方税務上は、適格合併の場合には子会社から移転する資産等は帳簿価額により引き継がれ、また被合併法人(子会社)の利益積立金額が合併法人(親会社)に引き継がれます。

具体的な会計処理は表右下のようになります。借方の資産50,000と貸方の負債、子会社株式、利益積立金額の合計70,000との差額20,000はマイナス資本金等となります。(法人税法施行令8条①五)

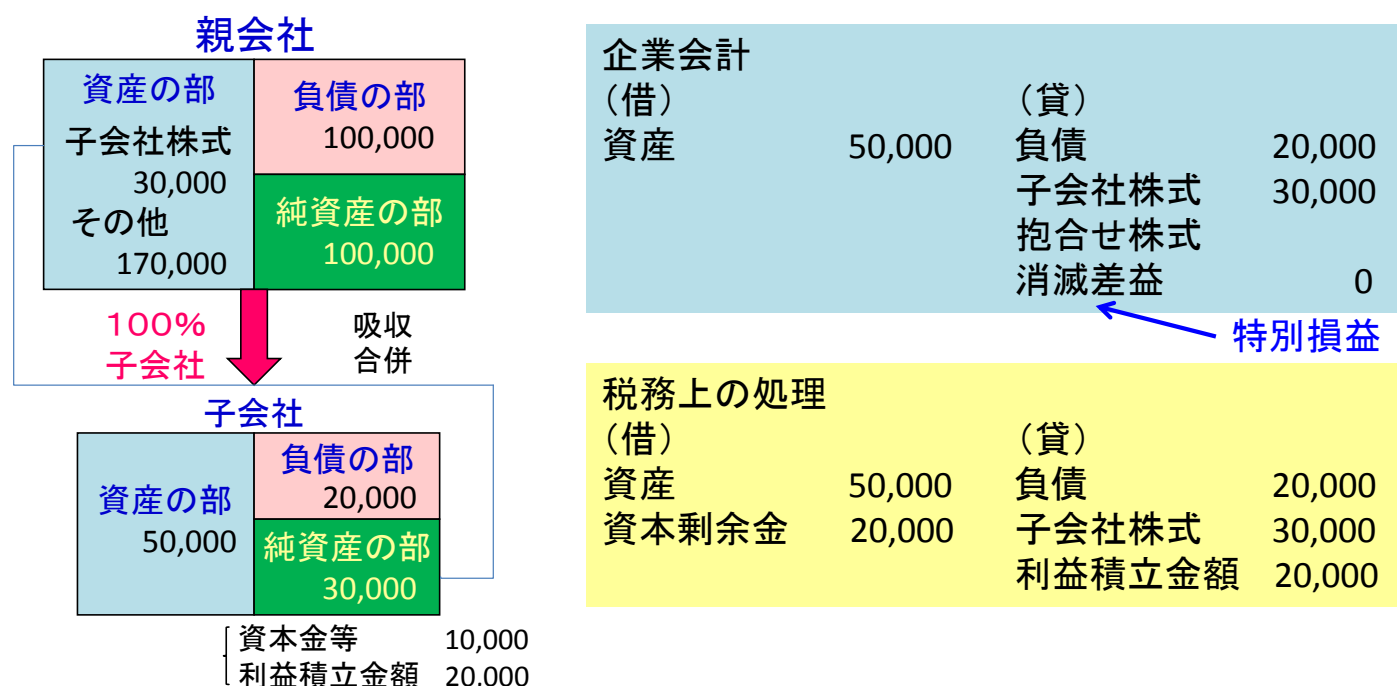
法人税法施行令8条①五 資本金等の額

適格合併の場合

被合併法人(子会社)の資本金等の額(10,000) - その合併による増加資本金額等(0) - 抱合せ株式のその合併直前の帳簿価額(30,000) = △20,000

## 税務上の会計処理と企業会計の会計処理の違いが「経審」に及ぼす影響

### 子会社の吸収合併・適格合併



次に、経営事項審査ではY評点(経営状況)において利益剰余金(X8)が点数の対象となっています。企業会計の処理と税務上の処理では20,000の差が生じています。もちろん逆のケースもありますのでいつも税務上の処理がよいというわけではありません。また、資本剰余金がマイナスというわけにもいきませんが親会社にある資本剰余金と相殺されることもあるかもしれません。

建設業法においては、「一般に公正妥当と認められる企業会計の基準その他の企業会計の慣行をしん酌し」て財務諸表を作成することになっていますが、各人の考え方が問われるところです。

WISENET編集部 松村 清(税理士)